

国民年金

～新成人の皆さんへ～

20歳からスタート！『国民年金』

皆さんは「年金のことなんて、まだ先のことだから関係ない」と思っていませんか？

全ての日本に住む20歳から60歳までの人は、国民年金に加入し、保険料を納める必要があります。

20歳になった人には、日本年金機構から資格取得のお知らせが届きます。（厚生年金や共済年金に加入している人を除きます）

なお、20歳になってから約2週間程度経過しても加入のお知らせが届かない人や、最近海外から転入された人などは、国民年金の加入手続きが必要です。

国民年金は、老後の生活保障以外にも、万が一、病気やケガで障がいが残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

ただし、保険料を納めなければ年金が受けられない場合がありますので、保険料を納めるのが困難な際は『学生納付特例制度』、『納付猶予制度』などの免除・猶予制度をご活用ください。

●問い合わせ／保険医療係

釧路年金事務所 ☎ 0154-22-5810

税

償却資産の申告は忘れずに

問い合わせ
資産税係

令和4年1月1日現在で、町内に償却資産（事業用資産）を所有している場合、所有資産を町へ申告する必要があります。

期限までに忘れずに申告してください。

【償却資産とは】

個人・法人を問わず事業に使用している資産で、減価償却費または減価償却額が所得税法・法人税法の計



算上、損金または必要な経費に算入されるもののうち、取得価額が少額である資産を除いたもの

【申告の対象資産】

- ▽構築物（舗装路面、門、看板など）
 - ▽機械および装置（漁業用機械、農業用機械など）
 - ▽船舶（漁船、作業船など）
 - ▽車両および運搬具（大型特殊自動車、貨車など）
 - ▽工具、器具および備品（パソコン、応接セット、エアコンなど）
 - ▽太陽光発電設備（事業用として使用している場合、または発電量の全量を売電している場合）
- 申告期限／1月31日（月）

福祉

税の障害者控除を受けていますか

問い合わせ
障がい福祉係
53-3333

確定申告で障害者控除（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているという申告）を申告すると、所得税や住民税を軽減することができます。

また、障害者手帳がなくても、65歳以上の人で、精神または身体に障がいがあると認定されると、障害者控除を受けることができます。

●控除額／▽障害者Ⅱ 所得税控除 27万円、住民税控除 26万円

▽特別障害者Ⅱ 所得税控除 40万円、住民税控除 30万円

●認定の方法

- ①申請する／本人を扶養する納税者や家族等の申請も可能
- ②障害程度の確認／『障害者等に準ずる』ことを確認（介護保険要介護認定に係る主治医の意見書等活用）の相談
- ③認定／『障害者控除対象者認定書』を交付
- 申請／障がい福祉係（あみか21）



福祉灯油の助成額が増えました

問い合わせ
地域支援係
53-3333

例年、町では高齢者世帯や障がい

者世帯、ひとり親世帯に、冬期間の暖房用経費の一部として、灯油60リットル相当額を助成していますが、今年度に限り、100リットルへ変更し、助成額を増額しました。

助成要件等は、広報あつけし12月号、または町ホームページをご覧ください。

●申請期限／1月31日（月）

- 申請場所／保健福祉総合センターあみか21、役場窓口サービス係、湖南地区出張所、上尾幌駐在所、地区の民生委員宅
- 持参するもの／印鑑、預金通帳

教室

厚岸の食材を使った料理教室を開催します

問い合わせ
商工雇用係

町民の皆さんに『食』への意識を深めてもらうため、ホームクッキングリーダー養成講座を開催します。



講座は3回に分かれ、厚岸産『タラ』を使った料理実習を2回、食中毒などの知識を学ぶ食品衛生講習を1回行います。

どなたでも参加できますので、皆さんお誘いのうえ、ぜひご参加ください。（1つの講座のみの参加も可